

双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する検討会設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町要綱第 1 4 号

双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する検討会設置要綱の一部を改正する要綱

双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する検討会設置要綱（令和 7 年双葉町要綱第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 委員は、町議会の議員、地域住民の代表、農業関係者及び町の関係各課等の長をもって構成し、町長が委嘱する。
- 3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。

第 4 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、最初で開催される会議は町長が招集する。

第 4 条第 2 項中「聴取する」を「聴く」に改める。

第 4 条に次の各号を加える。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない
- 4 委員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長に届け出て、当該委員があらかじめ指名する者を会議に代理出席させることができる。この場合において、代理出席した者は委員の職務を代行したものとする。
- 5 前項の規定は、町議会の議員である委員については適用しない。

第 5 条の次に次の 1 条を加え、第 6 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

（報酬等）

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年双葉町条例第 5 号)に定める額を支給する。また、旅

費については、職員等の旅費に関する条例(昭和 41 年双葉町条例第 10 号)に基づき支給する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する検討会設置要綱の一部を改正する要綱

双葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する検討会設置要綱（令和 7 年双葉町要綱第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 委員は、町議会の議員、地域住民の代表、農業関係者及び町の関係各課等の長をもって構成し、町長が委嘱する。
- 3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。

第 4 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、最初で開催される会議は町長が招集する。

第 4 条第 2 項中「聴取する」を「聴く」に改める。

第 4 条に次の各号を加える。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない
- 4 委員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長に届け出て、当該委員があらかじめ指名する者を会議に代理出席させることができる。この場合において、代理出席した者は委員の職務を代行したものとする。
- 5 前項の規定は、町議会の議員である委員については適用しない。

第 5 条の次に次の 1 条を加え、第 6 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

（報酬等）

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年双葉町条例第 5 号)に定める額を支給する。また、旅費については、職員等の旅費に関する条例(昭和 41 年双葉町条例第 10 号)に基づき支給する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。